



種の保存に関する 法律あり方検討会

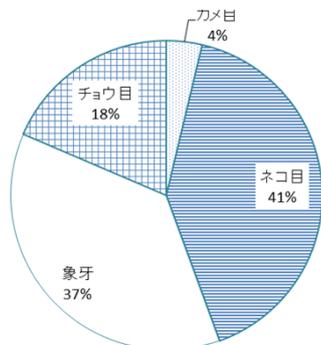
2016年6月28日
トラフィック イーストアジア ジャパン 若尾慶子

TRAFFIC

密猟被害が深刻な種について

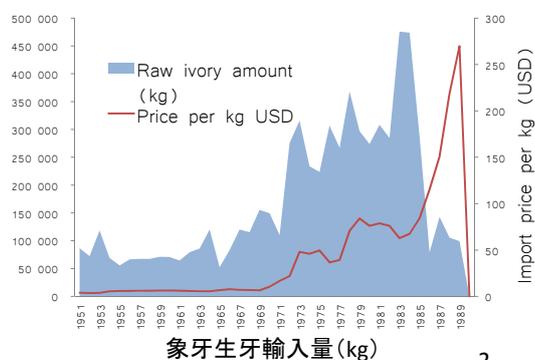
✓ ゾウ:CITES決議10.10の完全履行以上の厳しい制度の確立と
確実な施行

- ・特定国際種事業者の拡大、登録制導入、情報公開 業者による違法事例5件/10年
- ・個人所有も含めた全形象牙とカットピースの登録により国内在庫を把握し、
取引動向を監視すること 3.2tの違法輸出事件も含め56件/10年



国際希少種生体以外違法事例(件数)

作成: TRAFFIC



象牙生牙輸入量 (kg)

出典: Setting Suns, 2016

密猟被害が深刻な種について

- ✓ サイ: 決議9.14の完全履行: 在庫・流通管理
器官及び加工品の拡大・明確化

ex) 医薬品原材料である角の管理
ex) 彫刻、急須、置物、酒杯、筆洗、盃、
腕輪、立像、仏像、根付、印章

未登録オークション出品
数多くの買い取り広告
中国への流出



©TRAFFIC

- ✓ トラ(ネコ科): 器官及び加工品の拡大
ex) 骨を材料とした製品



<http://auctions.yahoo.co.jp/>

密猟被害が深刻な種について—追補

- ・種の保存法と他法令の連係強化
外為法、動物愛護法、文化財保護法、
古物営業法、組織犯罪防止法等
- ・行政機関と執行機関の連携強化
- ・野生生物探知犬の導入など海外で実績のある方法の導入

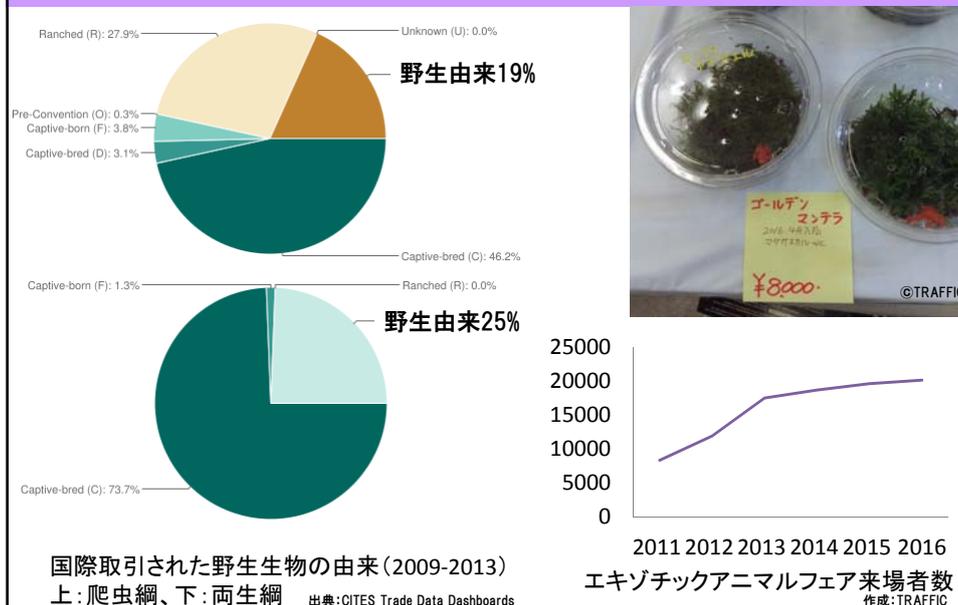


© Wayne Wu/TRAFFIC

国内での法整備に加え、水際管理の重要性が高い！



日本のフットプリントが大きい種について



生体について

✓ 繁殖業者・取扱業者の登録

CITES CoPでもロンダリングが懸案、スローロリス、ヨウム等多くの繁殖業者が存在 28件の業者による違法事例 (2005-)

✓ 個体識別の検討

特定動物へのマイクロチップ等

: 導入可能な種、特に市場価値が高い種、

規制開始前に輸入・捕獲された個体から実施

ex) 生息国で輸出が禁止されているボルネオミミナシオオトカゲ

✓ 登録票への有効期限の設定 / 更新制導入、拒否の明確化

✓ 生息国で輸出禁止している種、

影響が大きい種を国際希少種

として提案する国民提案制度導入

✓ 国内固有種の輸出



“区別”のルールが必要なケースについて

✓ 交雑個体

水際管理をすり抜けた個体の取引を規制する必要性

⇒全掲載種への適用が困難であるなら、柔軟性のある対象指定を

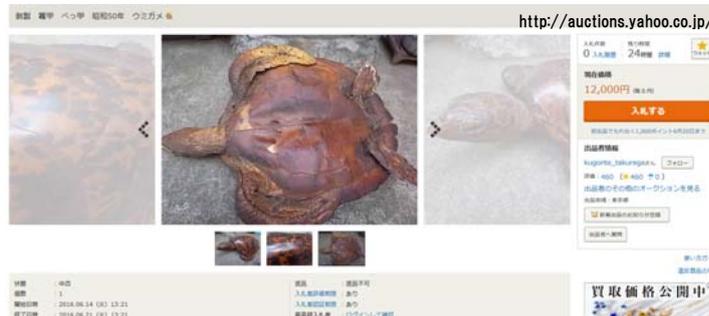
ex) シヤムワニ、サーバル

外来生物法、(動物愛護管理法)

✓ 国内に生息する国際希少種の区別

；譲渡等を行う者に「適法捕獲等個体」であることの明示を求める

ex) クマ、ウミガメ



全般的な事項について

✓ 柔軟性のある対象の指定、規制の適用

- ・違法取引が急増している種
- ・個体群での希少種指定
- ・法施行上問題が生じている交雑個体
- ・捕獲等と譲渡等に係る規制をそれぞれ適用可能へ
 - ：国内に生息する国際希少種、国内希少種の交雑個体

✓ 合法性の明示義務

- ・国内で合法的に採捕されたものであることを確認できる仕組み
- ・特定国際種事業者であることの表示義務化(特にオンライン取引)

✓ 罰則の強化

鳥獣保護法/狩猟法

違反時の対処を明確化(没収、登録/許可の取り消し、生体の管理にかかる費用負担等)

✓ 押収された標本の返送手続きの明確化

まとめ

1. 柔軟性のある規制の適用を可能とする
 - ・世界的な密猟・違法取引の影響が大きい種一象徴種、爬虫綱
 - ・器官及び加工品の拡大
 - ・交雑個体の取り扱い明確化
 - ・国際希少種の国民提案制度
2. 世界の財産たる希少種を業として取引する者の責任を強化する
 - 繁殖業者、輸出入業者、特定国際種事業者の登録・公表
3. 個体登録の拡大・有効期限設定と個体識別の導入をする
 - ・生きた個体の登録の有効期限設定
 - ・実施可能、市場価値が高い個体等の個体識別
4. 合法性を明らかにする義務の主体を明らかにする
5. 罰則を強化する；没収、登録/許可取り消し等を明記
6. 押収標本の返送手続きを明確化する

9

ご清聴ありがとうございました



CITES COP17
 JOHANNESBURG 2016
 WORLD WILDLIFE CONFERENCE

野生生物の
 主要輸入国として
 保全と違法取引撲滅
 に向けた
 より積極的な
 法整備を！

10

